

書留郵便による不在者投票について

社団法人 日本ハング・パラグライディング連盟
選挙管理委員会 委員長 岩間 雅彦

2008年6月18日の通常総会においてJHF役員選挙規約が改訂され、通常総会を欠席予定の正会員に書留郵便による不在者投票の制度が新設されました。

JHF役員選挙規約(2008年6月18日通常総会において改正)の抜粋

第54条 有権者は、投票日に定められた投票場所で投票を行う。但し、出席できない正会員の委任代理投票は認めないが、書留郵便による不在者投票を行うことができる。

(ア) 投票用紙はJHFホームページからダウンロードしたものを使用し、投票用紙在中と明記する。

(イ) 投票用紙は投票日の前日までにJHF事務局に届いたものを有効とする。

(ウ) 選挙管理委員会はその投票用紙を開封せずに保管し、選挙時に開封する

選挙管理委員会は来る2009年6月17日の通常総会において行われる役員選挙に関して、JHF役員選挙規約第54条に定められた書留郵便による不在者投票を次のとおりに実施致します。

投票権者

書留郵便による不在者投票を行えるのはJHF総会に欠席予定の都道府県連盟の代表者(正会員)に限られます。

投票用紙

JHFホームページの役員選挙立候補者公示のページから投票用紙(pdf形式)をダウンロードし、お手元のプリンタでプリントしてください。

投票専用封筒

JHF事務局に書留郵便による不在者投票を行う旨を連絡してください。JHF事務局は折り返し投票専用封筒を、連絡を頂いた正会員が代表する都道府県連事務局に速達で送付します。投票専用封筒をJHF事務局に出向いて直接受領することはできません。投票専用封筒にはあらかじめ「投票用紙在中」と記載されています。

投票用紙及び投票専用封筒への記載

通常総会における役員選挙と同様に投票用紙への記入を行って、投票専用封筒に入れ、封印します。投票用紙には投票以外の記載を行わないでください。また、投票専用封筒には投票用紙のみを封入してください。封印した投票専用封筒に都道府県連盟と代表者氏名を記入し、連盟印と代表者印を押印します。選挙管理委員会は、これらの記載と押印をもって、投票が正規の投票権者によるものと認定いたします。

書留郵便による JHF 選挙管理委員会への送付

投票用紙の封入された投票専用封筒を書留郵便で下記まで送付してください。不在者投票の方法は簡易書留(速達簡易書留を含む)による投票専用封筒の送付に限らせて頂きます。JHF事務局への投票専用封筒の持参による不在者投票はできません。また、投票専用封筒に封入されていない投票用紙の送付は無効と見なしますのでご注意ください。

社団法人 日本ハング・パラグライディング連盟 選挙管理委員会

〒 170-0002

東京都豊島区巣鴨 3-39-4 東都ビル 2 階

不在者投票の締切日

JHF総会の前日(2009年6月16日)までに、上記の方法によりJHF事務局に届いた投票用紙が不在者投票として認められます。期限を過ぎてJHF事務局に届いた投票用紙は、郵送中の事故が原因であっても無効となります。JHF事務局への不在者投票を行う旨の連絡や、投票専用封筒の発送については期限を設けませんが、郵送に要する日数を考慮して早めに行って頂くようお願いいたします。

開票

JHFに到着した投票専用封筒はJHF総会当日までJHF事務局の金庫に保管し、JHF総会における選挙の投票時に選挙管理委員長が開封して投票用紙を投票箱に投函いたします。開票はJHF総会における投票と区別せずに行われます。

不在者投票と通常総会への出席

不在者投票を行った正会員が、通常総会に出席した場合には、不在者投票を無効と見なし、通常総会の場で役員選挙に投票していただきます。

以上